

## 質問事項に対する回答①（項目順） ※8月19日まで受付分

| No. | 件 名             | 項 目                                     | 内 容                                                                                                                                           | 回 答                                                                                                                |
|-----|-----------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | こども誰でも通園制度について  | 公募要項 1項<br>2 募集施設及び規模等<br>(1) 整備施設及び規模等 | 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園）の専用室での実施について、定員数に決まりはありますか？                                                                                                | 定員数は指定しておりません。園舎の設計や、保育士数等を勘案し、ご提案ください。                                                                            |
| 2   | こども誰でも通園制度について  | 公募要項 1項<br>2 募集施設及び規模等<br>(1) 整備施設及び規模等 | 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園）の専用室での実施について、専任保育士は定員数に応じた人数が足りていれば1人でもよろしいでしょうか？                                                                          | 原則専任保育士等が2名必要です。ただし、保育士1人で保育することができる年齢別基準の園児数であれば専任保育士1人でも問題ありませんが、あくまで保育所と一体的に運営され保育所職員（保育士等）からの支援が受けられる時間帯に限ります。 |
| 3   | 定員充足状況について      | 公募要項 3項<br>4 谷在家保育園の概要<br>(1) 現在の利用定員   | 利用定員に対する現在の充足状況はどの程度ですか？                                                                                                                      | 3歳児クラスと4歳児クラスで4人ずつ空きがある状況です。それ以外のクラスは満員となっております。（令和8年8月1日現在。）詳細や今後の状況は、区HPより「保育施設募集人数（例月入所分）」をご参照ください。             |
| 4   | 現況測量図等について      | 公募要項 5項<br>5 貸付予定地<br>(3) 建築上の法規制等      | 「排水桝2カ所」「残置する既存の桜2本」および谷在家三丁目地区計画上の地番22番7の「歩道状空地1号」等の正確な位置関係を把握するために、現況測量図（可能であればCADデータ）をご提示いただけますか？                                          | 提供可能な図面を個別に提供させていただきますので、私立保育園課までお問い合わせください。なお、CADデータはございませんのでご了承ください。                                             |
| 5   | 歩道状空地1号について     | 公募要項 5項<br>5 貸付予定地<br>(3) 建築上の法規制等      | 谷在家三丁目22番6、7における各筆の境界、面積、及び地区計画に定める「歩道状空地1号」と敷地の位置関係が公図より正確に確認できる地積測量図等を提供いただけますか？                                                            | 提供可能な図面を個別に提供させていただきますので、私立保育園課までお問い合わせください。（上記No.4と同じ図面になります。）                                                    |
| 6   | 東側道路拡幅と園舎外周について | 公募要項 5項<br>5 貸付予定地<br>(3) 建築上の法規制等      | 園舎の外周フェンスについては、拡幅ラインや歩道状空地分をセットバックした内側に設けるという認識でよろしいですか？                                                                                      | セットバックした内側に設けるという認識でよろしいです。                                                                                        |
| 7   | 東側道路拡幅工事について    | 公募要項 5項<br>5 貸付予定地<br>(3) 建築上の法規制等      | 東側道路幅員について、「ただし、東側は、令和8年度中に幅員7.5mの建築基準法第1項1号道路拡幅予定。」とありますが、谷在家三丁目地区計画においては、区画道路1号が「幅員8.5m」とあります。建築確認申請等における敷地境界線や計画の基準として、どちらの数値が正しいものになりますか？ | 建築基準法第42条1項1号幅員8.5mとしていただけるようお願いいたします。                                                                             |

## 質問事項に対する回答①（項目順） ※8月19日まで受付分

| No. | 件 名              | 項 目                                | 内 容                                                                                                                                                                            | 回 答                                                                |
|-----|------------------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 8   | 東側道路拡幅工事について     | 公募要項 5項<br>5 貸付予定地<br>(3) 建築上の法規制等 | 園舎の建設工事期間中に、区の道路拡幅工事が重なる場合、工事車両の搬入搬出経路に制限は生じますか？                                                                                                                               | 区道の拡幅工事自体は終了しております。                                                |
| 9   | 東側道路拡幅と園舎外周について  | 公募要項 5項<br>5 貸付予定地<br>(3) 建築上の法規制等 | 歩道の整備を含む道路拡幅工事の費用は、受託者負担となりますか？                                                                                                                                                | 歩道、拡幅工事は終了していますが、保育園整備で必要となる出入り口や切り下げ等の工事費用は受託者負担となります。            |
| 10  | 壁面後退について         | 公募要項 5項<br>5 貸付予定地<br>(3) 建築上の法規制等 | 谷在家三丁目地区計画による「壁面後退4.0m」の起算線は、現状の境界線と拡幅後の境界線のどちらになるかご教示ください。                                                                                                                    | 拡幅後の境界線からになります。                                                    |
| 11  | 東側道路拡幅と歩道について    | 公募要項 5項<br>5 貸付予定地<br>(3) 建築上の法規制等 | 東側拡幅予定には「歩道」が含まれていると考えてよいのでしょうか？それとも、拡幅された道路の外側に、改めて歩道状の空間を敷地内に設ける必要があるのでしょうか？                                                                                                 | 東側は、8.5m幅員の内に歩道も含まれています。                                           |
| 12  | 東側道路拡幅と敷地境界線について | 公募要項 5項<br>5 貸付予定地<br>(3) 建築上の法規制等 | 本園舎の建築確認申請における敷地境界線は「拡幅後のライン（道路の反対側を起算線とする）」を基準とする認識でよろしいですか？                                                                                                                  | 道路の反対側から8.5mを敷地境界線としてください。なお、現地は既に拡幅後の整備がされています。                   |
| 13  | 南側道路の境界と壁面後退について | 公募要項 5項<br>5 貸付予定地<br>(3) 建築上の法規制等 | 敷地南側について、公道と敷地（歩道状空地1号）の境界線は現状のガードレールの位置にあるという認識でよろしいですか？<br>その場合、谷在家三丁目地区計画による「壁面後退6.0m」の起算線は、上記の歩道と公道との境界線から測定するとの理解でよろしいですか？<br>歩道状空地1号の内側境界からさらに6.0m後退するのではないことを確認させてください。 | ガードレールの下にあるL型側溝が境界になります。壁面後退はそのL型側溝から起算となります。                      |
| 14  | 歩道状空地1号の管理について   | 公募要項 5項<br>5 貸付予定地<br>(3) 建築上の法規制等 | (3) 建築上の法規制等の表中「地区計画等」に記載されている、受託者が行う管理とは具体的にどのような範囲になりますか？                                                                                                                    | 地番22番7の歩道部分は区道ではありませんので、保育園の敷地として、定期点検の実施も含めて、受託者に管理していただくことになります。 |

質問事項に対する回答①（項目順） ※8月19日まで受付分

| No. | 件 名                     | 項 目                                                | 内 容                                                                       | 回 答                                                                                                                    |
|-----|-------------------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 15  | 貸付料と保証金について             | 公募要項 6項<br>6 貸付条件等<br>(3) 貸付料、(4) 保証金              | 貸付料と保証金はいくらですか？                                                           | 契約時期が令和9年7月以降になる場合には金額が改めて算定となる可能性があります。現時点での想定金額については個別に回答させていただきますので、私立保育園課までお問い合わせください。なお、支払いの時期は都と協議後に決定することになります。 |
| 16  | 補助金について                 | 公募要項 7項<br>7 施設整備及び運営に関する基本的事項                     | 足立区私立保育園施設整備費補助金の補助率は何の程度ですか？                                             | 補助基準額の7／8が上限額となります。詳細については、足立区私立保育園施設整備費補助要綱をご参照ください。なお、現段階で交付をお約束するものではありません。                                         |
| 17  | 園長要件について                | 公募要項 14項<br>7 施設整備及び運営に関する基本的事項<br>(5) 園長予定者に関する条件 | 「認可保育所における園長職又は副園長職（主任保育士）の経験を1年以上有していること」とありますが、この「認可保育所」には小規模保育所を含みますか？ | 本記載の「認可保育所」には小規模保育所は含みません。                                                                                             |
| 18  | 指導検査結果を提出する対象園の指定時期について | 別紙3 提案書の作成について 5項<br>2 提出書類について<br>(6) 指導検査書類の写し   | 指導検査結果書類を提出する対象園3園の指定は、応募事前通知書（様式2）を提出するその場ですくなされますか？                     | 応募事前通知書を提出いただいたその場ですくに対象園3園を指定はいたしません。応募事前通知書を提出いただいたから、区内で協議し、後日できるだけすみやかにご連絡させていただきます。                               |
| 19  | 確定申告書の写しについて            | 別紙3 提案書の作成について 5項<br>2 提出書類について<br>(7) 法人の財務に関する資料 | 確定申告を行っていない事業者はどのような書類を提出したらよいでしょうか？                                      | 提出漏れではないことが分かるよう、確定申告書の提出対象外である理由を記載した資料をご提出ください。                                                                      |

この質問事項に対する回答は、令和8年8月10日付けで公開した「認可保育所整備・運営事業者公募要項（令和8年8月公募）」と一体のものとし、要項と同等の効力を持つものとします。